

三重県 ICT 導入支援事業実施要領

(目的)

第1条 ICT 導入支援事業（以下「支援事業」という。）は、職場環境の改善や人材確保の観点から、介護事業所において介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながる ICT の導入を支援することにより、介護分野における ICT 化を抜本的に進めることを目的とし、三重県介護従事者確保事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業とは、当該年度において第4条の要件を満たす ICT 機器を導入する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、三重県内に所在し介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第8条に掲げる事業を行う事業所及び施設とする。

(補助の要件)

第4条 補助の対象とする事業は、当該年度において以下の要件を満たす ICT 機器を導入する事業とする。

- (1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトを導入すること（転記等の業務が発生しないこと）。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。
- (2) 補助対象者が居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。ただし、実装状況を鑑み、令和2年度においては、当該年度中に上記標準仕様準じたものに対応することで差し支えない。
- (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等を導入することのみも対象とする。

ただし、タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物との区別のため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。

- (4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
- (5) 「CHASE」（ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために新たに構築するデータベース。システムの詳細は「第6回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」の参考資料4 <<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000485926.pdf>>参照。）による情報収集に協力すること。
- (6) 導入の成果を県へ報告するとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。

（対象経費）

第5条 補助の対象とする経費は、以下のものとする。

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、及びソフトウェア（標準仕様やCHASE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等に係る費用

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）に限る。

※2 タブレット端末・スマートフォン等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアとし、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とするが、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。

※3 バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）が単体となっているソフトの導入に係る経費も対象とする。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフ

トウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所に居る利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

※4 運用に必要な Wi-Fi ルーターなど Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。ただし、通信費は対象とならない。

※5 交付決定前に購入またはリース契約を締結したもの、消費税及び地方消費税、他の補助事業による補助を受けているもの、及びその他本事業として適切とは認められない経費については対象外とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助対象となる事業所ごとに、次により算出された額以内の金額で補助を行うこととする。

(1) 第5条に定める補助対象経費の実支出額の合計に4分の3を乗じて得た額を算出する(1,000円未満は切り捨てとする。)

(2) (1)により算出した額と、以下の表の第1欄に定める職員数に応じた第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

1 職員数	2 基準額
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数により計上しても差し支えない。

(導入計画)

第7条 事業者は、職場環境の改善等のためのICT導入計画を作成する。

2 事業実施計画書(交付要領別紙2)には、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活

用モデルを示すことで他の介護事業所等の参考となる内容とすること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、知事が別に定める期日までに、交付要領第6条の規定に基づき申請するとともに、その他参考となる資料として様式1を添付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付要領第5条の条件。
- (2) 補助事業者が支援事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(事業開始報告)

第10条 補助事業者は、支援事業を開始したときは様式2により、事業開始後7日以内に知事に報告しなければならない。なお、事業の開始とは、一般競争入札の場合は入札告示日、指名競争入札の場合は指名通知を発した日、随意契約による見積合せの場合は見積もり依頼を発した日をいう。

(入札(見積)結果報告)

第11条 補助事業者は、入札(見積合せ)が終了したときは、速やかに様式3により知事に報告しなければならない。

(事業完了報告)

第12条 補助事業者は、支援事業が完了したときは、事業を完了した日から5日を経過した日又はこの補助金の交付の決定に係る県の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式4により支援事業の完了について知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、交付要領第14条に規定する実績報告を行う場合は、交付要領第8号様式のその他参考となる資料として、次に掲げる補助対象経費の支払いに係るすべての書類の写しを添付するものとする。

ア 契約書

イ 見積(明細)書

- ウ 請求書
- エ 領収書
- オ 納品書
- カ その他知事が必要と認める書類等

(導入効果の報告)

第14条 補助事業者は、ICTを導入したことにより得られた効果に関するデータ等について、別紙様式1に基づき、導入年度の翌年度の5月末日までに県へ報告しなければならない。なお、報告にあたっては、Excel形式のファイルを電子メールにより提出するものとし、紙媒体での提出は不要とする。

(補助回数)

第15条 本事業を活用した補助は原則として1事業所1回とする。ただし、過年度に補助を受けた事業所について、補助額の合計が基準額の範囲内であれば、2回目の補助を受けることも可能とする。その場合、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、過年度に導入を行った機器のリース代や保守・サポートに係る経費等の恒常的な費用については、当該年度に係る経費であっても2回目の補助対象としては認められない。

附 則

この要領は令和元年12月9日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は令和2年8月26日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は令和3年3月5日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。